平成２３年度 第３回 新潟市地域包括支援センター運営協議会　議事概要

日　時：平成２３年９月６日（火）午後３時００分～
場　所：新潟市役所本館３階　対策室１

（出席委員（五十音順））

石原美由紀委員	井上ひろみ委員	岩橋康夫委員	内山豊年委員
上村和雄委員	川崎竜彦委員	川瀬裕委員	齋藤忠雄会長
高橋勝太郎委員	高橋フミエ委員	樋熊紀雄委員	藤田一隆委員
細道奈穂子委員	真壁泰子委員	簗取多喜子委員	山田豊委員

（事務局）

○介護保険課関係者　：　佐藤昌弘課長　吉田雅夫課長補佐　相馬道雄係長
高橋明彦係長　井越修主査

○高齢者支援課関係者：　佐藤敏宏課長　五十嵐雅樹課長補佐　星正文地域支援室長
星野千恵子係長

１　開　会

○　欠席は木南直之副会長、鈴木利幸委員、土田孝子委員、堀田利雄委員。

○　会議録の作成、会議の公開について承認あり。

２　議　事

（齋藤会長）

では、私から議事進行をさせていただきます。

まず、議事（１）「平成 24 年度以降の地域包括支援センター委託法人の意向確認について」、事務局からご説明をお願いいたします。

（星地域支援室長）

それでは、平成 24 年度以降の地域包括支援センター委託法人の意向確認について説明いたします。資料１をご覧ください。

まず、先回、皆さまから承認いただいた委託法人について、平成 21 年度から平成 23 年度と同様に現在の受託法人で継続して、受託を希望する場合は、引き続き、委託をしていくということと、継続受託の意向がない法人の圏域について、公募により法人を選定するという方針で、27 包括 20 法人ありますが、８月に継続の意向確認を行いました。結果、

別紙１のとおり、全法人から継続して受託をしていきたいという意向が増えてまいりましたので、今後、この方針に基づきまして、27 の包括の事業評価を行った上で、今、受託している法人に委託するよう事務を進めていきたいと思っています。

（齋藤会長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（２）「平成 22 年度地域包括支援センターの活動状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

（星地域支援室長）

平成 22 年度地域包括支援センターの活動状況について、説明いたします。資料２をご覧ください。説明の前に、修正をお願いしたいと思います。３ページ、一番上の表の丸印、平成 21 年となっていますが、これを平成 22 年に訂正をお願いしたいと思います。

それでは説明に入りますが、27 の地域包括支援センターの活動状況ということで、具体的な活動についての状況とか評価については、今取りまとめ中でございますので、次回、説明させていただきたいと思います。今回は数字的な部分での説明といたします。

まず、地域包括支援センターは、高齢者の方が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、総合相談支援事業、それから権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業のほか、要支援認定者に対する指定介護予防支援事業、そしてその他の事業を行って、高齢者の家族や高齢者の方に支援を行う拠点となっています。

そういったことで、まず第１番目の総合相談支援業務については、地域の高齢者や家族の方の相談を受け止めて、地域のさまざまな関係機関と連携しながら適切なサービスにつなげ、継続的に支援を行っています。まず、１ページ目の相談相手の件数。これは相談状況の件数ですが、平成 22 年度については 16 万 5,046 件。平成 21 年度の 16 万 2,625 件に比べて約 2,400 件、わずかながら増加しています。ここで、昨年皆様にご報告した平成 21 年度の相談件数について、17 万件という数字が上がっていましたが、その後、包括からの訂正の報告がありましたので、16 万 2,625 件という訂正された数字となっています。具体的に相談相手としては、地域住民からが８万 5,807 件、全体の 52%。それから、居宅介護支援事業者のケアマネさんからは２万 2,627 件の 13.7%。あと、民生委員やサービス事業所、医療機関などの関係機関からが５万 6,630 件の 34.3%という率になっています。

２ページをご覧ください。相談件数を区別に見ますと、高齢者人口の多い中央区が４万 7,730 件となっていて、続いて西区、東区という順番になっています。また、相談手段と

いたしましては、電話による相談が９万 7,986 件、全体の 59.4%。訪問が４万 6,921 件で 28.4%、センターへの来所が１万 441 件で 6.3%、あとは手紙やＦＡＸなどでの相談が 9,716 件で 5.9%ということになっています。

高齢者を支え合い、支援するための構築のための関係機関等への訪問などの活動状況についてですが、３ページです。平成 22 年度が 5,421 件と、平成 21 年度の 4,612 件に比べて約 800 件多くなっています。この内訳を見てみると、市や医療機関については、ほぼ同じ件数ですけれども、その他、具体的には民生委員協議会やコミュニティ協議会、老人会、地域の茶の間などの参加、訪問、相談件数。これについては、約 650 件増加しているということになっています。

また、各地域包括支援センターがその圏域ごとに行っている地域ケア会議については、地域の高齢者の現状把握、それから情報の共有、地域の課題の整理と解決に向けた検討を行っています。

４ページをご覧ください。次に、２の権利擁護業務です。高齢者が地域社会で生活して、困難な状況になったとき、引き続き地域で安心して生活を送れるよう、その人の権利を守るための予防や対応を専門的、継続的に行っています。具体的な業務としては、高齢者虐待の相談対応。それから、消費者被害に対する相談対応。成年後見制度に関する相談支援などとなっています。

表を見ていただいて、権利擁護のための相談件数としては平成 22 年度 6,363 件で、平成 21 年度 4,622 件から約 1,700 件増加しています。これについては、相談者が１人当たりについて対応した回数が約 5.8 回。平成 21 年度に比べ２回ほど多くなっているということになります。相談の内訳としては、高齢者虐待に関するものが 4,225 件、全体の 66%です。成年後見制度などが 2,044 件の 32%、消費者被害に関するものが 94 で２%となっています。

次に５ページの包括的・継続的ケアマネジメント業務です。高齢者が住みなれた地域で暮らし続けていけるように、地域のさまざまな関係機関が連携を持ちながら、その高齢者の方に包括的・継続的にかかわっていけるよう、介護支援専門員などに対して、困難ケースなどの個々のケースについての支援を行っていくとともに、包括が主催の研修会を開催したり、事業者が開催する研修会などに講師、指導者として参加し、職員の質の向上を図る支援を行っているものです。

また、包括支援センターの職員自身もスキルアップを図るために、市や県やそれぞれの各種団体で行う研修会に参加しています。具体的に研修会の開催状況については、1,145 件とほぼ横ばいとなっています。また、ケアマネに対しての困難ケースなどに対する助言や事例検討会などでの問題解決に対するケアマネ支援の件数については、平成 22 年度 2,967 件、平成 21 年度に比べて約 2,000 件増加しているという結果が出ています。

６ページをご覧ください。「４．介護予防ケアマネジメント業務」です。まず、介護認

定で要支援となった高齢者の方への介護予防プランの作成、それから介護状態にならないために特定高齢者に対して「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などの事業の勧奨と参加に向けた予防プランの作成についてです。要支援者に対するケアプラン作成については年々増加しています。平成 22 年度は 5,506 件ということで、平成 21 年度に比べて約 1,000 件増加しています。実際、包括が作成する件数については微増ですが、その反面、再委託の割合が 37.5%ということで高くなっています。再委託を除いた包括１人当たりのケアプランの作成件数は 32.8 件です。

最後になりますが、介護予防の特定高齢者については、先ほども説明がありましたが、生活機能評価の実施者や特定高齢者候補者は、ほぼ横ばいということになっていますが、決定者、介護予防事業参加者については、若干減少しています。

（齋藤会長）

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。

４ページですけれども、権利擁護業務のところで、平成 21 年度に対して平成 22 年度が相当伸びていて、内訳を見ると虐待相談が 70%近くになっています。このあたりについて、もう少し説明をいただければと思います。

（星地域支援室長）

虐待の相談件数について、まず全体が増えたという部分については、１件当たりのそれぞれの対応する回数が、先ほど説明したように多くなってきていると。ということは、相談内容は複雑化しているという部分が見えると思います。その中でも虐待に関する相談は、虐待としてケースが上がるのは 100 件前後なのですけれども、その前にさまざまな相談、例えば虐待なのか、夫婦げんかなのか、親子げんかになるのかという部分の相談から始まりまして、それで何回か関係機関とのやり取りが発生してくるということで、この辺の相談回数がふくらんできているということも一つの要因としてあります。実際、虐待としてのケースで、それこそ対包括だけではなくて、それぞれのサービス機関とか、関係機関との相談、それから対応方法の検討あたりが１件当たりの件数がふくらんだ原因となっています。

（石原委員）

今のお話を伺っていて、継続されるケースが増えてきて、複雑化もしている。具体的にどんなケンカなのかというようなところについては、ケンカなのかどうかというところから入って話を伺うなど、予防的なところから対応が行われていて、地域に地域包括支援センターの存在がはっきり位置づけられてきて、密着した活動がなされるようになったので

はないかと感じました。最初の数の報告、相談件数の報告を見ただけでも、これだけ急激に増えてきているというのは、そういったことが起きてからではなくて、起こる前からの対応が少しずつなされてきているのだろうと。包括の本来の活動の本質的なところが示され、広く知られてきているのかという印象を受けました。

同時に、内容が虐待に関することが６割以上で、あとは後見人制度ということであれば、多分認知症の関係なのかと思うのですけれども、こういったところに本当は力をもっと注いでいただきたい。先ほどの二次予防対象者の数の把握とか、そういったことも包括のほうで予防事業として請け負っていかなければならないと考えると、二次予防の事業も充実していかなければいけないのですけれども、事業の一環として対象把握の部分が国の制度が変わったからということで、一気に包括のほうに責任といいますか、加重がかかってきている状況です。先ほど藤田先生からもお話ありましたけれども、昨年まではドクターのほうで診ておられたものを、今度は包括のほうで確認をしなければいけない部分も当然増えてきているのかと思いまして、そういう把握の体制については、仕組みをこれからこの１年で考えられていくとおっしゃっていたので、ぜひその辺、お考えいただいて、こういう権利擁護についての相談を十分受けていけるようにするためにも、二次予防対象者の把握とそれに係る方法についてのシステムを考えていただきたいと思います。

介護予防事業に関しては、生活機能評価の結果が出ていましたけれども、生活機能評価を行うにあたって、介護予防事業にかかる全体的な経費の半分が生活機能評価に費やされていたということで、この度は大きく見直しがなされて把握方法がチェックリストだけになったかと思いますし、それまで生活機能評価にかけていた大変莫大な予算などの財源的な裏づけもあろうかと思いますので、ぜひそういったものも活用して、二次予防の事業である介護予防プラグラムとか、サービスの充実にも同時につながることですので、ぜひ把握の方法についての仕組みづくりをよろしくお願いしたいと思います。

（齋藤会長）

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、次に移ります。

次が最後、「（３）その他」になっておりますけれども、事務局から何かございますか。

（司　会）

ございません。

（齋藤会長）

分かりました。なければ、これで本日の議題はすべて終了いたしました。

事務局にお返しいたします。

3　閉　会